

## 第1回吹田市市民自治推進委員会 会議録

### 1 日時

令和3年（2021年）8月5日（木）午後3時30分から午後5時00分まで

### 2 場所

吹田市役所 中層棟 4階 全員協議会室

### 3 出席者

#### (1) 委員

片上 孝洋（委員長）、梶原 晶（副委員長）、奥谷 義信、金井 隆典、中川 玲夢、  
中野 里美、登るみ子、柳田康人、

#### (2) 事務局

高田市民部長

市民自治推進室 高島室長、田家参事、加樂主幹、佐藤主査

### 4 傍聴者

0名

### 5 議題

#### (1) 出席者紹介

#### (2) 委員長及び副委員長の選任

#### (3) 市民自治推進委員会の主な経過と今後の予定

#### (4) 意見交換

### 6 資料

#### (1) 市民自治推進委員会の主な経過と今後の予定

#### (2) 自治基本条例の見直し検討について

#### 【参考資料】

自治基本条例解説書

### 7 会議の決定事項

(1) 次回開催までに事務局から追加の資料を送付する。

(2) 提示した自治基本条例見直し検討スケジュールにこだわらず、見直しの必要性について検討していく。

### 8 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

## 議事のまとめ

発言者	主な内容
事務局	定刻になりましたので、ただ今より吹田市市民自治推進委員会を開始させていただきます。皆様方には公私御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は初めての会合でございますので、委員及び事務局よりそれぞれ自己紹介をお願いします。
	(自己紹介)
事務局	続きまして、委員長及び副委員長ですが、吹田市市民自治推進委員会規則により、委員の互選により定めることとなっておりますので、選任をお願いしたいと思います。
	(委員長・副委員長の選任)
事務局	それでは、委員長と副委員長に一言ずつ御挨拶をお願いします。
	(委員長、副委員長挨拶)
事務局	それでは、会議を進めていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。
委員長	資料について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料説明)
委員長	事務局から説明がありましたように、今回、本委員会に与えられた役割は、自治体の憲法とも言われる自治基本条例のうち、市民参画及び協働に関する条項の見直し検討となります。本日と次回の委員会において、自治基本条例を見直すべきかどうかについて議論し、委員会の総意としてまとめた部分を委員会の意見書として提出することとなります。それでは、委員の御意見をお伺いしていきたいと思います。
A 委員	議論の前に確認したいのですが、「協働」の概念について、過去の自治基本条例見直し検討の過程でどういうところが論点になったのでしょうか。
事務局	他市の条例では明確に市民同士の協働を謳っているところもありますが、本市条例の協働の規定を見ますと、市民同士の協働が読みにくいと、委員会から市民協働を書き込むことも一つの提案と考えられる旨の御意見がございました。当時設置した部長級職員で構成する自治基本条例見直し検討会議において報告したところ、市民と市民の協働への支援は条例の精神そのものが何かを考えれば条例で十分カバーできているとの意見があり、協働の条項の改正には至らなかったという経過がございます。
B 委員	協働については条例制定時に議会でもよく議論されたと記憶しています。他市の条例では具体的に協働という理念を使っていますか。
事務局	協働の文言はほぼ使用されているようですが、抽象的な書きぶりになっているところが多いように思います。
B 委員	第3期の委員間で協働の理解に差があったと資料にもありました。今は存じませんが、制定当初、職員も理解できていなかったように思います。その協働を使うことがいいのかどうか、改正に踏み込むとするなら整理が必要かと思えます。
委員長	協働の意味を明確に書き込むという考え方もありますし、自治基本条例が自治体の憲法という根本的な法規範の位置づけであることからすると文言は軽々に変えるものではないので、行政が時代に応じた協働の目的を示した上で様々な施策に具現化していくという考え方もあります。
B 委員	自治体の憲法であるので、すぐに改正するということではなしに、第3期で協働の理解に差があったというなら今期で掘り下げて議論すべきではないのかなと思います。資料で提出されています、あまり効果がないように思える自治会加入促進等活動補助金以外にも多くの協働事例があります。
C 委員	たくさんの意見が出れば良いと思っていますが、今は市民対市の議論になっています。協働について分からない部分がありますから、他市の例も紹介していただいて深く掘り下げるこ

	<p>とには賛成です。これまでの経緯はよく分かりましたので、各委員から意見が出るように、次回は協働についての情報提供をお願いします。</p>
D 委員	<p>基本理念の市民自治は、解説書によると住民自治と団体自治の二つで構成されると書かれています。地方自治と定義は別なのでしょうか。憲法は国民と国の関係、自治基本条例が憲法なら市民と市の関係を規定したもので、憲法も基本的に市民が全て理解できる文言ではないことを考えると条例の文言を変える必要はないと思いますが、それに基づいて政策が展開されているので、もっと総合計画、実施計画を充実させて市民に情報提供をしていく必要があります。条例そのものより他のプランを充実させればいいのかというのが私の意見です。</p>
事務局	<p>御承知のとおり条例は法律に反して作ることはできません。解説書にありますように市民自治とは地方自治法で定める地方自治の本旨、すなわち住民自治と団体自治が合わさった概念であり、市民自治と地方自治とは二アリーイコールであると考えていただいたら結構かと思えます。</p>
副委員長	<p>自治基本条例は他の条例の上位規範ではないと思いますが、見直しの必要性を議論するときに、自治基本条例がどのように役に立っていて、どれぐらい施策の中で言及されているのか、使われているのか、あるいは抽象的過ぎて使い物になっていないのか、がわかるような資料があれば各委員も議論しやすいと思います。</p>
事務局	<p>施行実態を具体的に示してほしいという御意見かと受け止めました。一例を申し上げますと先ほどありましたように、かつては総合計画の基本構想について地方自治法を根拠に策定していましたが、法律から削除されましたので、自治基本条例が総合計画基本構想策定の根拠になっています。また、行政評価についてもこの条例を根拠に毎年行っておりますし、パブリックコメント条例も自治基本条例に基づいて作られたものです。自治基本条例は日々の行政運営についての制度がビルトインされたものとなっております。そうした資料がある方が議論しやすいと感じましたので、次回提示させていただきます。</p>
委員長	<p>他にも事務局側に提出してほしい情報等がございましたら、御発言願います。</p>
E 委員	<p>資料に地域住民居場所づくり活動補助金の創設とありますが、どのようなのですか。</p>
事務局	<p>市民公益活動に対する補助金の一つで、居場所を提供しながら地域課題を解決するため、他に類を見ないような先進的な社会貢献活動をされている団体を支援するものです。補助金の限度額は百万円で、令和2年度は3団体が交付を受けて活動されております。具体的には地域住民の交流の場の運営、子供の学習支援、不登校児童・生徒やその保護者、教員の相談に応じるなどの活動をされておられます。</p>
E 委員	<p>条例第7章の「協働」以外も全部見直し検討の対象になるのでしょうか。</p>
委員長	<p>協働について見直しを検討するとなれば、第2章第5条（市民自治の運営原則）もそうですし、他の章の条項にも波及することになると思います。</p>
B 委員	<p>スケジュールについて、2回の委員会の議論の後、必要ならば議会に条例改正の提案をすることを示されていますが、そのような短期間でできるのでしょうか。改正を提案するとしたら拙速ではないのでしょうか。本当に議論を求めるのであれば、結論は来年以降になるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>条例改正の必要性はないと早めにまとまった場合、このようなスケジュールとなりますが、いろいろ検討が必要となれば、相当窮屈なものとなっております。過去の見直し検討において、最初の5年目は制定して間もなかったこともあったのですが、10年目には本格的に各条文の総点検をいたしまして、改正の必要性はないとの意見をいただきました。今回の15</p>

	年目は中間見直しの認識を持っているところをごさいます、昨年度コロナの影響で活動ができなくなったこともあって、こういった無理のあるスケジュールになっております。ただ、十分な議論のないままスケジュールどおりに進めるつもりはございません。
C 委員	コロナ禍で行政が滞っているという情報が耳にも入ってくる中で、この会議に臨むに当たり、市民自治推進の会議なんて、という思いがありました。どこまで踏み込んで議論すればいいのかが分かりません。ただ5年ごとにしないといけないからするというのであれば形だけになるし、深く検討するとなればスケジュール的に難しい。そのあたり事務局にリードしていただきたいと思います。
B 委員	事務局は条例改正まで結び付けようと思っているのでしょうか。改正を望むのであれば、違うアプローチがあるのではないかと思います。私は改正すべきと思っているわけではありませんが、スケジュールでは必要性なしとまとめれば次回にもコロナ禍における市民参画の在り方についての議論に移行すると書かれています。見直しについての意見を十分求めてから、次のステップに行くのなら分かりますが。
事務局	決してスケジュールありきではございません。10年目に各条項を本格的に見直し検討しましたので、早々に見直す必要があるものとはなっていないと考えております。スケジュールは目安としてとらえていただければと思います。
B 委員	前回こういう意見が出た結果、改正には至らなかったという議論を示してもらえれば分かりやすいと思います。
事務局	前回の見直し検討過程の詳細と他市の協働の規定、その他検討に必要な資料を事前に委員に送付させていただきます。
A 委員	10年目は細かく見直し検討しましたから、5年経過程度で見直すようなものにはなっていないと言いつながら、委員に対して見直ししてくださいと言うのは失礼だと思います。
事務局	見直しの必要性があるかないかの御意見をいただきたいということでございます。
A 委員	見直す必要性がないから、次回にはコロナ禍の市民参画についての議題に移れるかもしれないというスケジュールにされている。そう思われているのは構わないですが、それなら10年目にこれだけの議論をしたから、それを踏まえて御検討くださいという情報を出すべきであると思います。
事務局	資料は次回にきちっとしたものを提出いたしますので、よろしく申し上げます。
D 委員	他の委員の御意見もお伺いしたいのですが、条例見直しの必要性についての議論は時間がかかるし、資料作成にも時間がかかると思います。今まさにコロナ禍であり、今後、ワクチン接種率が上がってくるなどしてコロナが落ち着いてきてからコロナ禍の市民参画を考えてもあまり意味がないと思いますので、むしろ先にそれを固めたうえで、条例見直しの必要性を議論した方が効率的ではないかと思います。
事務局	条例見直しを検討する議題の中で、コロナ禍の市民参画のことを取り上げていただいてもいいのかなと思います。 あと、スケジュールの件について申し上げますが、条例第32条では「市長は～5年を超えない期間ごとに～各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる」となっており、審議会で検討を加える旨の文言はございません。5年の区切りはありますが、それはそれとして行政の方で判断をさせていただきたいと思っております。本来、見直しの必要性は不断に議論すべきものと考えておりまして、今年中に何としても委員会の意見をいただきたいという条文のつくりにはなっておりませんので、誤解のないよう御説明させていただきました。
委員長	ありがとうございました。様々な御意見をいただきましたが、会議時間もなくなってまいりました。F委員は何かございますか。

F 委員	重複するかもしれませんが、見直す必要があるとなって見直す時に、条例の改正まで踏み込む部分というのはニュアンスからそもそもの性質を変えるところまで、どこまで見直すかが分かりにくいので、そこを早い段階ではっきりさせた方がいいのかなと思います。
委員長	次回、事務局から過去の議論の内容を提示してもらった上で、見直す必要があるかどうかというところから踏み込んでいくので、その中で見直すとなれば文言だけになるのか、それ以上になるのかは今後の成り行きになってくるとしか今は答えようがないと思います。他に御発言しておきたいことはございませんか。
C 委員	D 委員が言われたことについて感じたのですが、行政的には今後もコロナに似た状況が起こり得るから、それを踏まえての議題の提起だと思います。個人的には重要だと考えますので、条例見直しの必要性の検討より先に行ってもいいと思います。そのあたりは正副委員長と事務局で進められるかと思いますが、私はどちらも重要ではないかなと思っています。
委員長	おっしゃられるように両方重要であると考えますので、皆さんの御意見もお聞きしながら進めたいと思います。 他になければ、事務局から次回の案内をお願いいたします。
事務局	次回の日程ですが、後日、事務局から委員の皆さんの御都合をお聞きし、決まり次第御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。
委員長	それでは時間になりましたので、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

※ 順にA委員、B委員、C委員…と表記しています（委員長、副委員長を除きます）。